明治安田生命　No.2019-6
2020年1月27日

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他	
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

【制度関連】
財政悪化リスク相当額算定用の特別算定方法の見直しについて

ポイント

◆リスク算定告示（注１）を改正する告示「ＤＢ規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第211号）及び関係通知が令和元年12月27日に公布、発出されました（注２）。
◆リスク算定告示を改正する告示及び関係通知に関しパブリックコメントの結果（注３）が公示されましたが、提出意見を踏まえた案の根幹に係る修正はありませんでした。

１．財政悪化リスク相当額算定用の特別算定方法に**厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法**を新設

〇改正概要：リスク分担型企業年金でないＤＢの特別算定方法のうちこれまで承認実績があるものの中である程度確立された次のものについて、厚生労働大臣の承認を不要に改正

厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法（リスク分担型企業年金でないＤＢのみ）
(1) 次の①又は②の方法により価格変動リスク（注４）を算定し、それを財政悪化リスク相当額とする場合（注５） ①計算基準日の積立金と政策的資産構成割合に基づき算定する方法 ②計算基準日以後に運用環境変化により資産価格が変動する以外の理由により積立金が増減する場合に、計算基準日の積立金に増減する積立金を加減算し、標準算定方法（注６）又は上記①に準じて合理的に算定する方法 (2) 次の①の方法により価格変動リスクを、次の②の方法により負債変動リスク（注７）を算定し、両者の合計額を財政悪化リスク相当額とする場合 ①次のア又はイの方法により価格変動リスクを算定する方法（注５） ア．標準算定方法　　イ．上記(1)に定める方法 ②予定利率が１%が低下した場合（注８）の数理債務（注９）の増加額として算定する方法

〇適用時期：令和元年12月27日から適用。令和元年12月27日前に既に特別算定方法の申請を行っている場合は、改正前のリスク算定告示の例による。

（注1）ＤＢ規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成28年厚生労働省告示第412号）なお、確定給付企業年金法施行規則をＤＢ規則と略号で表示しています
（注2）告示 https://kanpou.npb.go.jp/20191227/20191227g00195/20191227g001950177f.html
通知 https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200106T0040.pdf
https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200106T0050.pdf
（注3）告示 https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190251&Mode=2
通知 https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190284&Mode=2
（注4）資産の価格変動により積立金の額が低下する危険
（注5）(1)①の方法及び同方法に準じて合理的に算定する方法の場合は、政策的資産構成割合で定めるリスク算定告示の別表の上欄に掲げるリスク係数が定められている資産以外の資産（以下「その他の資産」といいます）の割合が20%以上の場合を除き、標準算定方法及び同方法に準じて合理的に算定する方法の場合は、積立金に占めるその他の資産の割合が20%以上の場合を除く
（注6）リスク算定告示第2条第1項に規定する算定方法
（注7）基礎率と実績が乖離することに伴い債務が変動する危険
（注8）1%低下した場合の予定利率が下限予定利率を下回る場合は、予定利率が下限予定利率に低下した場合
（注9）過去勤務債務がある場合は、数理債務から特別掛金収入現価を控除することも可能

〇別添資料（詳細版）：
・『財政悪化リスク相当額算定用の特別算定方法の見直しについて』

明治安田生命保険相互会社
総合法人業務部　団体年金コンサルティング室
TEL：03 - 3283 - 9094

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

ご参考

明治安田生命　企業年金に関する最近の情報提供

〇明治安田生命では、①年金関連情報の速報メール（『年金フラッシュ』）②旬のトピックス（『企業年金豆知識』）、③法令改正等の解説資料（『ＭＹ企業年金通信』）、④ご関心の高いテーマの詳細資料をご提供しています。
〇ご関心のある資料などございましたら、当社法人営業担当者までお申しつけください。

【最近の主なご提供資料（②③④）】
（①年金関連情報の速報メール（『年金フラッシュ』）については、2018年度29件を送信しております）

■運用

発行時期	②豆知識	③通信	④解説	テーマ	用語解説
2020.01	○			移動平均線によるトレンド分析について	グランビルの法則
2019.12	○			通貨危機（Currency Crisis）について	ドルペッグ制
2019.11	○			資産運用見直しの観点	確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインの見直し
2019.10	○			目標収益率の設定について	政策的資産構成割合
2019.09	○			ヘッジコストの軽減について	TBA(To Be Announced)取引
2019.08	○			SDGsとESG投資について	PRI
2019.07	○			ABS（Asset Backed Security：資産担保証券）について	RMBS
2019.06	○			平成時代の企業年金運用	運用拡大（資産運用方法の拡大）
2019.05	○			予定利率と期待収益率について	数理債務からリスク対応掛金収入現価および特別掛金収入現価を控除した額
2019.04	○			相関ゼロの資産の組み入れについて	シャープ・レシオ
2019.03	○			株式市場の大きな調整局面とその要因	オシレーター系の指標
2019.02	○			株価下落局面におけるリスク回避の重要性	株価急落のヒストリー
2019.01	○			日本版スチュワードシップ・コードと企業年金について	コーポレートガバナンス・コード
2018.12	○			リスク対応掛金導入における留意点とその運用について	受託保証型DB
2018.11	○			Pension Risk Transfer(企業年金のリスク移転)について	PPF、PBGC
2018.10	○			一般勘定の解約控除について	応募者利回り
2018.09	○			イールドカーブと景気循環	金利の期間構造理論の代表的な3つの仮説
2018.08	○			バンクローンの商品内容	非投資適格
2018.07	○			新しい財政均衡における余裕額の考え方と運用について	財政悪化リスク相当額
2018.06	○			マルチアセット型運用の政策的資産構成割合	特別算定方法
2018.05	○			国内債券の位置づけについて	劣後債
2018.04	○			年金運用10年間の振り返り	日銀マイナス金利導入

■制度

発行時期	②豆知識	③通信	④解説	テーマ	用語解説
2019.12		○		70歳雇用を展望した「高齢者雇用」の構築について	–
2019.07		○		確定給付企業年金制度の２０１８年度財政決算結果について	–
2019.05		○		退職給付債務算定用割引率の状況等について（２０１９年３月期）	–
2019.04		○		最低積立基準額算定用の予定利率の調整幅の見直し等について	–
2019.04		○		下限予定利率及び最低積立基準額の算定に用いる予定利率の改正について	–
2019.03		○		新財政運営基準によるDBの財政決算について	–
2018.10		○		「働き方改革」の実施スケジュールと企業に求められる実務対応について	–
2018.09		○		確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴うDBへの影響③ （ポータビリティの拡充（中退共と企業年金（DB・DC）間））	–
2018.08		○		「コーポレートガバナンス・コード」の改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定について	–
2018.08		○		確定給付企業年金制度の2017年度財政決算結果について	–
2018.07		○		確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴うDBへの影響② （ポータビリティの拡充（DC（企業型・個人型）からDB））	–
2018.07		○		DB法施行規則の一部を改正する省令及び通知「DB法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う『DBの規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」 ①特例掛金の拠出方法の見直しについて ②総合型基金における会計の正確性の確保について	–
2018.06		○		確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴うDBへの影響① （脱退一時金相当額の移換可能対象者の拡大（DBからDC等））	–
2018.05		○		第20回 社会保障審議会企業年金部会・パブリックコメントについて ①確定給付企業年金の積立基準について ②総合型DB基金における会計の正確性の確保について	–
2018.05		○		退職給付債務算定用割引率の状況等について（2018年3月）	–
2018.05		○		確定給付企業年金の一部変更規約の記載簡素化について	–
2018.05		○		過半数代表者の選出方法に係る記載内容の詳細化について	–
2018.04		○		下限及び最低積立基準額の計算に適用される予定利率の改正	–
2018.04		○		ポータビリティの拡充	–

上表の②③の資料は、こちらのＵＲＬ（企業年金の広場）からご覧いただけます。
https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/info.html
④の資料をご利用の場合は、当社法人営業担当者までお申しつけください。

明治安田生命保険相互会社　総合法人業務部　団体年金コンサルティング室
TEL：03－3283－9094